

## 平成27年10月 農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成27年 10月20日〔火曜日〕 9時00分 開会

2. 開催場所 市役所本庁舎3階 庁議室

3. 出席委員 (14名)

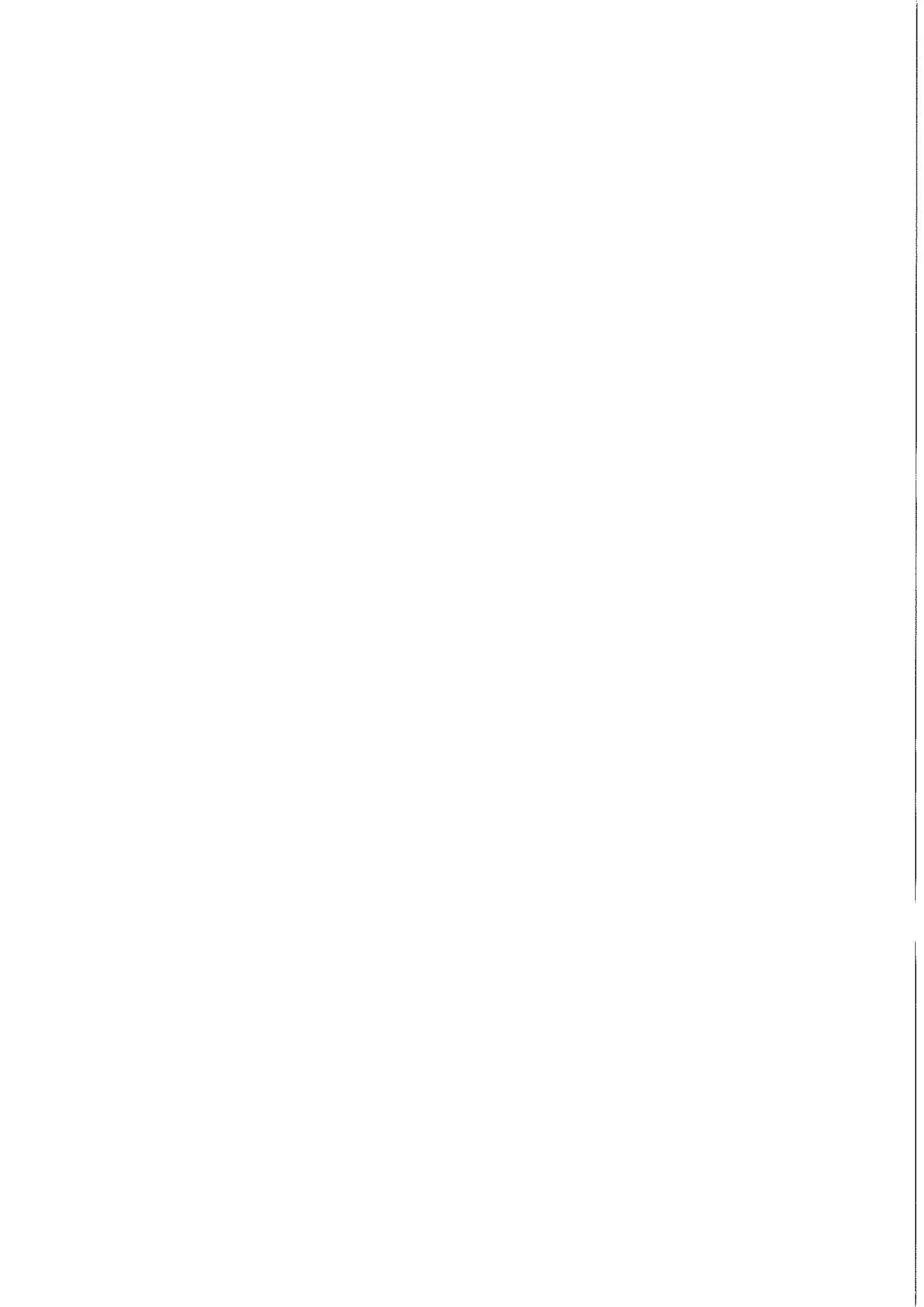
会長	4 番	脇田 峰生
職務代理	8 番	日笠山 隆
委員	1 番	小倉 伸一
//	2 番	橋口 好文
//	3 番	瀬川 寅夫
//	5 番	石寺 政和
//	6 番	岩本 延男
//	7 番	浦口 幸夫
//	9 番	日高 仙三
//	10 番	中村 正幸
//	11 番	河本アツミ
//	12 番	南 重徳
//	13 番	古田 洋美
//	14 番	白河 澄雄

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 非農地証明願いについて  
議案第3号 あっせんについて  
議案第4号 農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について



## ○局長

おはようございます。

それではただいまより10月の定例総会を開催いたします。開催に際しまして、会長に挨拶をお願いしまして、引続き議事の進行をお願いいたします。

## ○会長

皆様おはようございます。

9月30日の視察研修につきましては、皆様お疲れさまでした。

視察地の土地改良事業団の農地ナビシステムについては、各委員の農地調査の効率化に大変役立つことがわかり、何とか導入出来ないか事務局と調整していきたいと思っております。また、湧水町の鹿北製油でのごまの栽培については、反収の面や、なにより、これまでシカの被害がないことに驚きましたが、私たち農家は、シカ対策に日頃から悩まされてきているわけで、そういう意味では、新たな作物として、また、農家の収入として少しでも役立てればと思い、今後検討する必要があると思うことでした。

委員の皆様にとっても今回の研修についてそれぞれ得るものがあったことと思っております。

なお、11月5日には、屋久島において、熊毛地区農業委員会研修会が開催されます。農繁期の忙しい時期とは思いますが、委員皆様の出席をお願いいたします。詳細については、のちほど、事務局より説明があるかと思っております。

## ○議長

それでは、ただいまより10月の定例総会を開催いたします。

まず初めに、日程第1「西之表市農業委員会会議規定第10条に規定する議事録署名委員」の指名をいたします。

議事録署名委員には10番の中村委員と、11番河本委員を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

## ○議長

続きまして、日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

## ○事務局

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明いたします。

資料は1ページです。今月は所有権移転2件、賃借権設定6件、使用貸借権設定4件、合計12件の申請がありました。

1番です。住吉能野里地区です。台帳現況地目畑の1筆で、面積638平米を賃貸借により5年間借り受けるものです。

2番です。住吉能野里地区です。台帳現況地目畑の2筆で、合計面積845平米を使用貸借により5年間借り受けるものです。

3番です。住吉能野里地区です。台帳現況地目畑の1筆で、面積824平米を賃貸借により5年間借り受けるものです。

2ページをお開き下さい。

4番です。住吉能野里地区です。台帳現況地目畑の1筆で、面積2,887平米を賃貸借により5年間借り受けるものです。

1番から4番までの借人は同一で、許可後の経営面積が5,194平米となり、下限面積の50アールを超えます。

5番です。住吉里之町地区です。台帳現況地目畑の1筆で、面積2,904平米を売買により所有権移転するものです。

6番です。上西戸之峯地区です。台帳現況地目畑の1筆で、面積1,112平米を売買により所有権移転するものです。

7番です。現和武部地区です。台帳現況地目畑の2筆で、合計面積8,815平米を賃貸借により1年間借り受けるものです。

3ページをお開き下さい。

8番です。現和武部地区です。台帳地目田・畑、現況地目畑の8筆で、合計面積7,040平米を使用貸借により1年間借り受けるものです。

9番です。現和武部地区です。台帳現況地目畑の1筆で、面積2,347平米を使用貸借により1年間借り受けるものです。

4ページをお開き下さい。

10番です。現和武部地区です。台帳現況地目畑の1筆で、面積1,826平米を賃貸借により1年間借り受けるものです。

11番です。現和武部地区です。台帳現況地目畑の2筆で、合計面積2,104平米を賃貸借により1年間借り受けるものです。

12番です。現和田之脇地区です。台帳現況地目畑の2筆で、合計面積6,468平米を賃貸借により5年間借り受けるものです。

許可後の経営面積が6,468平米となり、下限面積の50アールを超えます。

以上、本件1番から6番及び12番については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。7番から11番については、権利取得者が農地法施行令第6条第1項第1号ハに記載されている社会福祉法人であるため、「権利移動の不許可の例外」に該当します。

以上で説明を終わります。

#### ○議長

はい、ありがとうございました。

ただいま、事務局の方から説明がありました。続きまして、担当委員の報告をお願いします。

なお、申請案件6番につきましては、私の担当ですので後程報告をいたします。

○1番委員

はい、1番です。農地法第3条に係る案件について、番号1から4については借り人が同一ですので、一括して報告します。

対象農地については、住吉能野の圃場整備された所であります。貸人については、電話で期間や賃料等について確認をいたしました。借り人については、13日に本人立会のもと、現地確認をいたしました。この方は新規就農者で、昨年より営農指導者に指導を受けながら農業をしています。夫婦でスナップエンドウやジャガイモを作付けしており、機械類も保有しております。何ら問題ありませんでした。

以上です。

○3番委員

はい、3番です。番号5について報告をいたします。

18日に双方立会のもと現地において確認いたしました。申請地は住吉志和野の圃場整備された農地で、譲受人が数年前から継続して借りていたもので、今回、譲渡人より譲渡の申出であったものです。

以上です。

○議長

番号6について報告いたします。

18日に譲受人とは現地確認をいたしました。譲受人は2年程前から賃貸で耕作していましたが、譲渡人から売却したいと申出があったようです。

移転する方とは、電話で確認をとっております。

以上です。

○7番委員

7番です。番号7から12について報告いたします。

番号7から11までは受ける方は同一で社会福祉法人です。10日に現地立会のうえ、間違いのない旨確認をいたしました。

7番の申請地は、現和の畑2筆です。8番も同じく現和の畑8筆で、内7筆は社会福祉法人施設内で、花等のハウス栽培をしております。その他は、安納芋やジャガイモを耕作しております。9番は現和浅川の畑で1筆です。次に10番、11番についても現和の畑です。

12番は、現和田之脇の畑を農業法人へ貸借するものです。この法人はフリージアを栽培する会社です。5年間の契約ですが、その後は安納芋を耕作するそうです。

以上申請どおり間違いありませんでした。

○議長

はい。ありがとうございました。

ただいま、議案第1号について、事務局並びに担当委員の方から説明及び報告がありました。

議案第1号について質疑のある方は挙手をお願いいたします。

○9番委員

9番です。番号7から11については、貸借期間が1年ですが、毎年更新するのでしょうか。

○事務局

この案件につきましては、5年程前から耕作しておりまして、福祉事務所の方から農業委員会で手続をするよう指導があったものです。期間については、貸人の意向もありますので、毎年双方協議のうえ更新するとのことでした。

○7番委員

借り人の社会福祉法人については、入居者の高齢化が進むということで、農作業も年々難しくなるため、1年更新となったそうです。

○議長

11番についてですが、貸借料について面積の割には高額ではないですか。

○事務局

当初申請では、9番から11番について同一名義人で申請されていましたが、登記簿謄本を確認した結果、名義人が違いましたので、新たに10番、11番にも使用貸借を設定したため、9番から11番までの合計の貸借金額となっております。また、9番から10番については、管理されている方が11番の貸人でもあります。

○7番委員

はい、わかりました。

○議長

他にありませんか。

はい、異議なしの声がありましたので採決をいたします。

議案第1号の1番から12番について原案どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

○議長

はい、ありがとうございました。

全員の賛成ですので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の1番から12番について、原案どおり許可することに決定いたします

○議長

続きまして、議案第2号「非農地証明願いについて」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第2号「非農地証明願いについて」を説明いたします。資料は5ページです。

1番です。伊関沖ヶ浜田地区です。台帳地目は畑ですが、平成元年頃から耕作せず、現在雑種地となっています。交付基準2に基づいた申請です。

2番です。伊関沖ヶ浜田地区です。台帳地目は畑ですが、平成元年頃から耕作せず、現在宅地となっています。交付基準2に基づいた申請です。

以上で説明を終わります。

○議長

はい、ありがとうございました。

これについては昨日、現地調査が行われております。調査委員の皆さんはお疲れさまでございました。

それでは、調査委員長の報告をお願いします。

○5番委員

はい、5番です。非農地証明願いについて報告します。

昨日、1番委員及び私と事務局により現地調査を行いました。申請案件は2件であります。

1番、2番とも雑種地となっており、20年以上経過していることから、交付基準2に該当いたします。1番2番の申請者は親子関係になります。申請地は伊関沖ヶ浜田の農地で、牛舎を挟み左右に分かれた土地であります。1番は、放牧用に、2番は、倉庫や肥料置場に利用されております。

以上、調査員としては、問題ないとの合意を得ております。以上皆様の審議をよろしくをお願いします。

○議長

それでは、担当委員の報告をお願いします。

○13番委員

はい、13番です。ただいま、調査委員長の報告のとおりでございます。

特に、補足はありません。

以上です。

○議長

ただいま事務局並びに調査委員長また担当委員の方から説明がありました。

質疑のある方は挙手でお願いします。

○議長

はい、異議なしの声がありました。それではないようですので採決をいたします。

議案第2号非農地証明願いの1番から4番について、非農地として承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

○議長

はい、ありがとうございました。

それでは全員の賛成ですので、議案第2号非農地証明願いの1番から4番については、非農地として承認することと致します。

○議長

続きまして、議案第3号「あっせんについて」を議題とします。  
事務局説明をお願いします。

○事務局

議案第3号「あっせんについて」を説明いたします。資料は6ページです。  
6ページ上段です。安城平山地区の農用地区域外の畑を「貸したい」との要望です。実面積は25アールほどであり、数年不耕作で荒れている状況です。借賃は標準額でお願いしたいとのことです。

あっせん委員については11番河本委員と7番浦口委員をお願いいたします。

6ページ下段です。安城下之町地区の圃場整備済の畑を「貸したい」との要望です。申出者は不在地主で、農業委員会を通じて貸借していましたが、平成28年1月31日に貸借期間満了に伴い借人が継続して借りない旨の申し出があったため、新しい借り手を見つけてほしいとのことです。借賃は標準額でお願いしたいとのことです。

あっせん委員については11番河本委員と7番浦口委員をお願いいたします。

以上です。

○議長

この件について何か質問のある方はありませんか。

○議長

はい、異議なしとの声がありました。  
それでは、あっせん委員になられた方はよろしくをお願いします。

○議長

続きまして議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局

議案第4号「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を説明いたします。  
まず始めに、利用権の設定を説明いたします。1-1ページをお開き下さい。

1段目です。期間が平成27年11月1日から平成37年10月31日の10年間、地目畑、面積20,251平米、内更新分0平米、利用権の設定をする者4人、受ける者1人です。

内訳については1-2ページを、詳細については1-3ページから1-6ページをご覧ください。

続きまして、所有権移転です。2-1ページをお開き下さい。



1 段目です。平成 27 年 10 月 27 日に所有権を移転するものです。地目田、面積 8 16 平米、地目畑、面積 3, 431 平米、合計面積 4, 247 平米、所有権を移転する者 3 人、受ける者 3 人です。

2 段目です。平成 27 年 10 月 31 日に所有権を移転するものです。地目畑、面積 1, 098 平米、所有権を移転する者 1 人、受ける者 1 人です。

内訳については 2-2 ページを、詳細については 2-3 ページから 2-14 ページをご覧ください。

以上、すべての案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定に基づき審査しました結果、いずれも各要件を満たしていることから提案いたしました。

委員の皆様のご審議よろしくお願いたします。

○議長

只今、事務局のほうより説明がありました。

始めに「利用権の設定について」を審議いたします。

審議案件は 4 件ですが、整理番号 1 番から 4 番について、私が担当委員となっておりますので報告をいたします。

○議長

1 番から 4 番について、設定を受ける方は同一人で、上西横山で酪農をいたしております。現地確認のため連絡いたしました。ちょうど忙しい時間帯で息子さんに確認をしております。1 番の農地は牧草を刈り取った跡でありました。2 番は分散していた畑を双方協議のうえ交換集約するということでした。3 番は牧草収穫あとの圃場です。4 番の設定する方は島外でありまして、電話により確認をいたしております。以上 1 番から 4 番について双方申請通り間違いのないことを確認しております。

皆様の審議をお願いします。以上であります。

○議長

これについて質疑のある方は挙手をお願いいたします。

○議長

異議なしの声がありましたが、他に質疑はないようですので採決をいたします。

利用権の設定 1 番から 4 番について、原案どおり承認する方の挙手をお願いします。

○議長

はい、ありがとうございました。

全員の賛成ですので利用権の設定 1 番から 2 番については原案どおり承認し、意見を市長に送付いたします。

○議長

続きまして所有権の移転について審議します。

整理番号 1 番につきましては私の担当ですので報告いたします。その後、順次担当委員の報告をお願いします。

○議長

19日に現地を確認いたしました。

所有権を移転する方は、高齢で、婿さんに確認をとりました。間違いないということでした。

以上です。

○7番委員

はい、7番です。番号2について報告いたします。

11日に現地確認を行いました。受ける方、移転する方は従姉弟の関係で、受ける方は農業生産法人でありまして酪農家で牧草の作付けを行っております。以上です。

○10番委員

10番です。3番について報告いたします。移転する方とは電話で確認いたしました。受ける方とは、16日に現地において確認をいたしました。担い手農家で和牛、安納芋サトウキビを作付けしております。

申請通り間違いないことを確認いたしました。以上です。

○11番委員

11番です。4番について報告いたします。受ける方とは13日に現地確認をいたしました。4年前に新規就農をした方で自己所有の農地を確保したいということで、今回の申請になったとのことでした。安納芋やジャガイモを作付けするそうです。申請地は安城地区の圃場になります。申請通り間違いありませんでした。

○議長

はい、ありがとうございました。ただいま担当委員の報告がありました。

それでは、所有権の移転について、質疑のある方は挙手をお願いします。

○議長

はい、異議なしの声がありました。

それではないようですので採決をいたします。

○議長

所有権の移転1番から4番について、原案通り承認する方の挙手をお願いいたします。

○議長


はい、ありがとうございました。

全員の賛成ですので、所有権の移転、1番から4番につきましては、原案どおり承認をし、意見を市長に送付いたします。

以上で、本日の議案審議を終了します。

平成27年10月20日

会長 脇田峰生 

10番委員 中村正幸 

11番委員 河本アツシ 